

令和5年10月26日

第2回男女共同参画推進部会

## 午後2時開会

○人権・男女共同参画課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第2回世田谷区男女共同参画推進部会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃より世田谷区の男女共同参画及び多文化共生の施策に御理解と御協力をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。

○生活文化政策部長 改めまして皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今、課長からもありましたように、日頃より世田谷区の、この男女共同参画を含め、様々な場面で御協力を賜り、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、多文化の部会も含め、この男女の部会においても、毎回様々な貴重な御意見を頂戴しているところでございます。本日の部会においても忌憚のない御意見をいただければと思っております。

この間、9月に第3回区議会定例会、また、10月には決算特別委員会が議会のほうで開かれたところですが、その中では、区単独では解決や支援ができない、いわゆる国や都も含めた広域的な対応をしていく課題もございましたが、若年層の、特に困難を抱える若い女性への支援の在り方、あるいはジェンダーの主流化、また、この後議題にもなっておりますが、らぶらすの講座に関する事、あるいは改めて大人の方への性教育の在り方等について御質問などもいただいているところでございます。

本日は、協議事項1件、報告事項2件としてございます。案件としては、男女共同参画に関する区民意識・実態調査について、そして「離婚をめぐる法律・制度活用講座」、また、男女共同参画推進事業に関する意見・課題、これらの検討状況について幅広い御意見をいただければと思っております。短い時間になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 会議開催に際しまして、3点お知らせがございます。1点目、この部会は傍聴を認め、公開で行います。2点目、部会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開いたします。そのため、速記事業者が入らせていただきまして、録音させていただいております。3点目、内部の記録用として写真の撮影もさせていただきます。以上3点について御了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、部会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されておりますが、本日は委員9名中7名の委員に御出席いただいておりますので、会議は成立しております。また、傍聴として1名の方に御参加いただいておりますので、御了承ください。

次に、議事に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。机の上の資料を御確認ください。まず次第がありまして、資料1-1、(仮称)第三次男女共同参画プラン策定に向けて、資料1-2、男女共同参画に関する区民意識・実態調査【項目篇】、資料2、「離婚をめぐる法律・制度活用講座」について、資料3、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況。

参考資料として、離婚をめぐる法律・制度活用講座のチラシ、「女性に対する暴力をなくす運動」及び「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に関する取組みについて、男女共同参画センターらぶらすリーフレットについて、以上の資料を席上に配付しております。

不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。なければ、議事に移らせていただきます。ここからは部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○部会長 皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今日もまた歩くとちょっと暑いようですが、少しよくなりましたね。ちょっと前、1か月ぐらい前より大分涼しくなって、少しほっとしております。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。

議事の中で協議事項ですが、まず(1)男女共同参画に関する区民意識・実態調査について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは私から御説明します。資料1-1を御覧ください。まず初めに、平成29年度から10年計画としてスタートした第二次男女共同参画プランですが、その後期計画として令和4年度に第二次男女共同参画プラン後期計画がスタートしています。

令和9年度からの次期プランの策定に向けて、そろそろ準備を始める時期に入ってきました。その初めとして、来年度には男女共同参画に関する区民意識・実態調査を予定しております。この資料1-1では、次期プランの策定に向けての全体スケジュールをお示ししております。

各諸調査については、冒頭申し上げた男女共同参画区民意識・実態調査を皮切りにして、令和7年度に男女共同参画区内企業実態調査、令和8年度には、この両調査を踏まえて計画策定を進め、令和9年度の施行を予定しております。

その間、部会や審議会の皆様に適宜、諮問・答申・プランに対する意見等をお伺いしながら、庁内でも職層ごとの会議体で協議を行って、関係団体との意見交換やパブリックコメントを経て、次期プランに結果を反映したいと考えております。

以上が資料1-1の次期プランの策定に向けた説明となります。

続いて資料1-2を御覧ください。こちらは男女共同参画区民意識・実態調査の資料となります。区民意識・実態調査については、プラン策定に合わせて5年ごとに実施している調査となります。

まず初めに、一番左に記載があるのが世田谷区男女共同参画プランから第二次男女共同参画プランへの移行に向けて実施された平成26年度の区民意識・実態調査の内容となります。中央にお示ししたものが、それから5年後の令和元年度に実施した前回調査の調査項目となります。御覧いただいておりますとおり、社会情勢の変化や区政の状況、事業の実施状況等を踏まえて、質問項目の追加や削除等の調整を行っております。

実態調査は経年調査を基本としておりますため、質問事項の多数は経年比較をしておりますが、例えば平成26年度の調査項目と令和元年度の調査を比較しますと、平成26年度調査以降に実施した新たな施策や社会情勢を、部会、審議会の御意見を踏まえ、令和元年度では、男性相談の部分を削除し、第5章、DVの項目とか、第12章、性的マイノリティの部分を追加してございます。

現在、事務局では、こういった情勢を踏まえて、男性についての支援、LGBTQ、ジェンダー主流化などを調査に反映させていきたいと考えております。

また、今回の部会で、本日いただきます御意見も踏まえ、より具体案を持って協議したいと考えておりますが、今後の方向性として、調査項目や調査方法等を検討していく中で様々な視点、また、より効果的な調査を行うにはどうすればよいかといった視点でも御意見を頂戴できればと考えておりますことが1点。

また、調査設計についてですが、お手元のボックスの中の水色の冊子を御覧いただけますでしょうか。こちらの男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書でございます。

こちらの3ページを御覧ください。こちらは令和元年度に行った調査ですが、このときには郵送調査を3000人に対して無作為抽出で行っておりまして、過去郵送回答率の低い20歳から39歳の、いわゆる若者世代の年齢層に対してはウェブ調査を行いました。

また、4ページ目を御覧いただきますと、全体の回収率は33.2%となっております。そのため事務局では、来年度に行う調査においては、前回よりも回収率を上げるためには

どうすればよいかも思案しているところでございます。

現在検討しているところだと、郵送調査の場合は郵送のみでの回答であったところを、調査用紙にQRコードをつけて、郵送、ウェブどちらでも回答できるような仕様にするとか、さらに、郵送で回答したい方に対しても、例えば回答する際の手間を少しでも軽減し回答していただけるように、例えばボールペンを同封し、ただ普通のボールペンではなくて、らぶらすの宣伝もつけた、そういう周知効果もあるようなものをつけながら、回収率アップ、また、らぶらすの認知度向上にも寄与できればと考えているところです。

このあたりも、より回収率が上がり、よい調査ができるような様々な角度から御意見をいただければと思っております。

以上が私からの説明になります。よろしく願いいたします。

○部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから今の説明についての御質問や御意見を受けたと思いますが、もう一回確認しますと、男女共同参画に関する区民意識・実態調査というものがこれまで何回か、5年ごとに行われていて、これは次期の計画をつくる上で基本的な基礎資料になっていくものなので、非常に重要な調査であると。しかも5年に1回であるということです。本日はその議題の最初の頭出しですね。調査そのものは来年度に実施するのですね。そのためにどういう調査をしたらよいかということで、調査項目やその項目についての細かい文章案のようなものは、今後まだ考える時間はございますが、まず調査そのものがどのような、前は郵送調査とウェブ調査を組み合わせるといような、3000人の郵送調査と、それからウェブ調査が、何か別な形で300人やっているのかな、そういう形で、何か若い方が少ないので、それを何とか取りたいということでやっていますが、それを今度どのように考えるかと。

それから、大きな枠組みとして、前回は、男性相談のところを削って主に性的マイノリティのところを増やしたりDVのところを増やしたりしたわけですが、今回はどういう形でその調査を行うかということも議論していただきたい。――調査は大体、同じ質問が続かないと変化が分からないので、かなりの部分は同じなんです。同じにしないと全然比較ができなくなってしまうから、なのですが、でも、そうだとすると、やはり時代に合わせて、少しずつテーマをずらしていったり、必要なものは入れていく必要があるので、というようなことを今からディスカッションしていくということで、そういう前提で、今の御

説明で足りないところ、あるいは分からなかったことがありましたら、ぜひまず御質問などをお願いします。

また、もしそれがなければ、御意見でも結構です。いかがでしょうか。

恐らく回収率は今回も上がらないのではないかと思いますよ。ボールペン1個では上がらない。30%行けばかなりいいほうですよ。区だからそのくらい行けるので。

○委員 御説明をありがとうございます。私もすごく頑張ったなと思いました。ボールペンで、らぶらすの宣伝にもなるので、すごくよいと思うのですが、これは封筒の中に入れて配付するのでしょうか？

○事務局 そうですね、今の考えだと、そういうことをすることによって、例えば紙で回答して返したいという方に関して、例えば近くにボールペンがないからやめてしまおうという方も一定数いらっしゃるのかなと。そういうことに関しては、そういったアプローチをして、少しでもそういうところのアップにつながればよいのかなと考えています。

○委員 よくあるのは、受け取ったけれども、回答しないなど、ボールペンだけもらってしまうという方が多くいらっしゃると、あまり意味がないのかなと思ひまして……。

○事務局 そうなんですけれどもね。

○部会長 でも、大体そうなると思いますよ。

○委員 あと、QRコードがあるのはすごくいいなと思ったのです。そして、こういうアンケートは、結構いろいろな企業でもポイント制にしていたり、ちょっとした金銭が出ることもあります。

○部会長 そう、そう、インセンティブというやつですね。

○委員 区なので、そこは難しいと思うのですが、例えばポイントで、それをためると、区の商店街で何かと交換や、買物ができるとか、または、介護の点数になるとか、ポイントにリンクされると、もう少し違うのかなと、個人的に思いました。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 アンケートの回収率を上げるということですね。それに対してどのような方策があるか。今ボールペンは1つの例で、ほかにもいろいろありますので、おっしゃったようないろいろなアイデアは出していただくと、それはとてもうれしいと思います。

○委員 年代の若い人にオンラインで回答を促したということは、すごくよかったのではないかと考えていて、一方で、例えばLINEユーザーのうち、60代でも8割が今LINEを使っているという状況の中で、別に年代を若手に絞らずとも、オンライン回答を求め

てよいのかなと思います。

○部会長 LINEを若い方だけではなく……。

○委員 そうです、そうです。なので、予算をどこに使うかというところだと思うのですが、ボールペンにお使いいただくよりも、もしかしたらウェブ回答に振っていただいて、300ではなく、同じだけ、例えば3000とかにウェブで回答いただくとかだと、より回答しやすいのかなと思います。

このときに、もちろん調査会社を使っていたかということももちろんだとは思いますが、もしくは、もう紙で郵送しているときにQRをつけてしまって、その場で答えられるようにするとか……。

○事務局 そうですね、はい。

○部会長 QRコードでは回答できると。

○委員 それはもうできるのですか。

○委員 ついているみたいです。

○委員 ああ、そうなのですね。

○部会長 それは、その紙の郵送のところに、もうQRコードをつけて、それでもやれるようにしようと、先ほどのその説明についてのお話ですか。

○事務局 そうです、そうです。要は、紙回答でもウェブ回答でも、どちらでもできるようにQRコードをつけてやるということですね。

○部会長 ウェブというのはそういう意味で、郵送調査ですので……。

○生活文化政策部長 前はウェブ回答やっていないんですね。

○部会長 そうなんです、今までやっていないんです。

○生活文化政策部長 この元年の調査のときはやっていないんです。

○部会長 やっていません。

○生活文化政策部長 今回これからやるものを、令和6年度の調査について、ウェブ回答も可能にしようということで回収率を上げようと。

○部会長 どういう意味かというと、要するに……。

○事務局 若い世代にだけウェブでアプローチはしているのですが、その3000人に対しては紙回答だけだったので……。

○部会長 ウェブ回答とここに書いてあるものは、ランダムサンプリングしていないんです。そして、ランダムサンプリングするためには、区民のそういうところから、こうやっ

てちゃんと抽出しなければいけないのですね。抽出してちゃんとやっているものが郵送調査で、郵送調査の回答の方法だけ、今度はウェブでも回答できるようにしようという、それは1つ提案なのですね、それがよいのではないかと。

○事務局 はい。

○部会長 そして、前にやったウェブ調査は、恐らく調査会社に……。

○事務局 はい、そうですね。

○部会長 最初から数を限って、その中で「ここまで来たら終わり」という形で調査してもらおうというやり方があるのです。それは早い順なので、結局どういう人が来るかよく分からないと。ランダムサンプリングというか、無作為抽出はしていないので、そういう意味では、統計的に妥当という意味はないのですが、そんな統計的に妥当なことを幾らやっていたって回答率が低くてはどうにもならないということで、そういうものも加味して御意見の大きな方向を知る上ではよいのではないかとという形でやったのだと思います。

そうですね、正しいですか。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○部会長 その大きな調査法が随分違うのです。今度、先ほど委員がおっしゃったのは、提案されたものですね。そのような方向で、紙でも回答を郵送できるし、QRコードでやれば、こうやって回答もできて、それは同じ方向で集約されて分析されると、それは無作為抽出という形になりました。

○委員 その場合、前回やっていただいた、その300の調査会社を使ったものは、今回はやらないということになりますか。

○部会長 それはやらないという感じですか。

○事務局 はい。

○部会長 ああ、そうですね。それはいかがでしょうか。今のところの案としては、調査会社ですの話はそうなのですね。どうなのですかね、調査会社を使うというものは、今は結構どこでもやっていて、みんなパネルを持っているんですね、調査の何万人というものがあって、そこにばっと流すと、300人だったら300人がだだだと。例えば世田谷区というところだけで流せば、世田谷区民の中で300とかで、何歳というところで、そこだけでできるんですよ。そういうものはあったほうがよいか、ないほうがよいか。

前回その300人のほうは役に立ちましたか。

○事務局 ああ、そうですね、まあ、私の確認したところだと、郵送調査のほうは、



四、五十問の項目で回答いただいているのですが、ウェブ回答のほうは、若年層はその回答率が低いということで、回答しやすいような10項目あたりに……。

○部会長 調査項目数が全然違ったのね。

○事務局 はい、項目数を減らして行っておりまして、そうなりますと、その調査が戻ってきてても、その比較のところ、なかなか意義が薄まってしまうのではないかなということもありまして、今回はこのような形でどうかなと考えているところです。

○部会長 はい、これはいろいろ、正解はないんです。何をやっても、きっといろいろ心配なところとか、懸念材料とか、いろいろあると思うのですが、今としてベストな方法は何かということ考えたときに、いかがでしょうか、御意見。

○委員 どちらでもできると、つまり紙回答でも……。

○部会長 はい、はい。

○委員 それは、私はよいことだと思います。国勢調査をお手伝いさせていただいているのですが、今は御自分でポストに入れていただくか、「ウェブでの回答もできますよ」というお話をすると、「あっ、分かりました、では、もうこちらでやりますから」と言って、そのようなお答えがとても多いのです。それで大体やってくださっているのですね。

ですから、確かに、書き込んでも、ポストに入れに行くということが、やはり一つ手間なんです。それで現在、世田谷区から、社協でも、あんすこでも、行政の機関でも、大体高齢者向けですが、スマホの扱い方ということをすごくやっています。

ですから、さっき委員がおっしゃったように、ぜひ「こういう調査も、それでできるんだよ」ということを、その講座をやるときに、そういう使い方がある、そういうことができるということも、講座の中に入れてもらえたら、多分やる人もいるのではないかなと私は思うのです。知らないからしないということがあると思うので、どちらでも可能な形にするということは、国勢調査のそのことにおいても実感しておりますので、よいのではないかと思います。

○部会長 どちらでもやれるようにするという点については、賛成の方が多ですか、反対の方いらっしゃいませんか、これは大丈夫ですか。別に郵送調査がよい人はそのままやればよいのだから、やれる方は、スマホで写真撮るの？ そしてそれをやると、何かぱっとそこに行って、そのほうが簡単だと思う人は、そうすればよいと。それは利便性は上がるので、そのほうがよいと、それはよろしいですかね。

あと、そうすると3000とかいう数とか、それから、前はその使っていたウェブ調査、別

のやり方のウェブ調査をまた、やめるのか、やるのか、それを全年齢でやるということも可能ですが、予算的には大変ですか。

今のはどちらも予算が関わるので、私は一緒にしたのですが、項目数も多いので、恐らくウェブだとかなり限定されますよ。まあ、10よりは多いと思いますが、多いと調査会社は駄目と言うのですね。何分以内の調査しか、みんなが答えてくれないと。何分以下でないと面倒くさいから、回答数が突然減るといふことがあるので、そうすると、これだけのものができるかどうか、ちょっと分からないということはあるですね。前と同じように、ちょっと減るかもしれない。

でも、まあ、お金の点ではどうなんですかね、郵送調査に比べれば、かなり安くできると思うのですが……。

○事務局 そうですね、まあ、そのサンプル数をどれだけ増やすかにもよると思いますが、そこはちょっと調整になるかとは思っています。

○部会長 郵送調査はかなりお金がかかります。切手代もあるし、それから紙で返ってきたものを全部コーディングするという人の手間もありますしね。それに対して、本当にウェブでやってくれると、そのままどぼっと答えが出ますので、非常に簡単ということで、安くはできるのです。

ただ、サンプリングということで考えると、いわゆる普通の調査会社が持っているパネルでやる調査は、そういう意味では信頼性が低いのですね。同じやり方をするものがなければ、やはり比較はできないので、それはいいですね。

○事務局 はい。

○委員 若い人も、私は総論、すごくよく練られているなと思っていましたが、ウェブの300人がなくなってしまうということは、ちょっとそこは、皆さん、若い人の声が反映されない心配がおありかなと思っていて、その場合、発送通数を、若い人のところを増やしておくということが一つの対策になるかなと。ウェブだと10問しかやれないところを均等に聞けるという意味では、そこで計算ができると。

そして、QRコードを入れることによって返送コストが下がりますよね。そしてボールペンを入れることによって、ギミックをつけると開封率がぐっと上がるので、よい筋のアイデアだなと私は思いました。

高齢の方は、さっきおっしゃったように、QRコードは使い方が分からないと、よく私も聞くので、そこは何か1枚、「初めてトライしてみましよう」みたいな、委員がおっし

やったようなものがあるとよいので、何かそこでそのリスクがヘッジできそうな気がしました。

○事務局 ありがとうございます。

○委員 あとは、時代によってメディアが変わってくるのですが、急激に変えてしまうと、経年変化を見るのに、ちょっとどうかなとも思うので、少しずつなのかと思います。

○部会長 そうですね。調査法のQRコードにしても返せることにすることによって、回答が変わるかな。

○委員 QRコードでは変わらないと思います。

○部会長 きっと、そんなに変わらないですね。

○委員 郵送がいきなりウェブばかりになってしまうと……。

○部会長 そうすると、きっと変わってしまいますね。

○委員 変わってしまう気がします。

○部会長 そのこのところが、まあ、あまり変えないことによって比較可能になるということがありますので、例えば男女共同参画に関わる性別役割分業意識が、要するに役割分業を減らすほうに賛成が多いのか、増やすほうに多いのかみたいな、そういうものも経年変化がすごく大事なので、なるべく同じ条件で調査しないと比較が不可能になってしまうのですね。しょうがないかな、3000で同じように郵送調査プラスで。

○委員 前回は30%でしたっけ。

○部会長 そう、そう33くらい。

○委員 この数字は、こういう調査においては低いのか、高いのか、平均的なのか。

○事務局 各23区の同じ区民意識・実態調査を見ますと、大体平均より少し上のほうなのかなというレベル感でございます。

○部会長 だろうと思います。

○生活文化政策部長 この間、文化の関係でも無作為で500人の方に、これはアンケートではないですが、御意見を募っているのですが、500人に依頼して、あとホームページなどでも実施していますが、40件程度なので、大体10%ちょっとぐらいなのですね。だから、私もこれを見たときに、まあまあ、回収率はあるほうなのではないのかなという認識は持っています。

統計学上は、2000件ぐらいのデータがあると、かなりその方向性が位置づけられるということ言えば、今これは約1000件のサンプルが取れているというところかなと思ってい

ます。

先ほどの資料で見ていただいたように、無作為で郵送した方の回収率の男女比を見ると、やはり女性のほうが高いですね。ただ、ウェブのほうは、やはり関心がある方がアプローチしてきてくれているので、男性、女性が両方とも同じぐらいの比率になっている部分もあるので、無関心の人はいなく答えていないと。頂いたから回答しようという方の動きとしては、女性のほうが多いのだなど、私は数字上、そのように見ているところです。

だから、この33%というのは、上げていくということは、もちろん一つの方向としてありますし、いや、そうではなくて、もっと標本数を4000に増やすということもあるのかなとは思っていますが……。

○部会長 その辺はどうですかね、予算の問題ですね。

○生活文化政策部長 そういうことですね。ボールペンを入れる、入れないという話も、私も「そうなの？」と思ったのですが、入っていると「書いてあげようかな」という心の動きがある人もいらっしゃるということのようで、だから、ただボールペンを入れても駄目なので、やはり啓発効果を高めていくような、啓発と併せてやったらどうかというようなことで、今はそれで御提案申し上げています。

○委員 調査会社を使つての調査だと、設問数が変わってしまうのであれば、確かにそこは入れないということはよいなと認識しています。

郵送とオンラインの両方で回答できるというような調査法はよいなと思っています。

そして、回答率も、ほかの自治体で入らせていただいているところは、やはり10%台のところも多い中で、高いなとは思いますが、一方で、お金の使い方として、もしボールペンを入れるよりも数を増やせるのであれば、確かに3000より3500、4000としたほうが、同じ30%台でも上がるので、そちらのほうが意義が強いのではないかと私は思います。

そのようなところで、あとは、私たちもオンライン調査を年間何回かやっていて、今までの紙と回答がすごく違うだろうなと思うのが、途中離脱が多いだろうなと思うのですね。

一方で、途中離脱していただいても途中まで答えていただいているなら意義があるではないですか。そういったときに、何のサービスを使うのかということも重要だと思っていて、逆に全部答えないと送信できないサービスを使ってしまうと、すぐもったいなくなってしまうので、途中離脱しても、その記録が残るようなアンケートサービスを使ったほうがよいのかなと思っています。

あとは、回答のほとんどがスマートフォンになるので、スマートフォンに適性の強いサービスが使われたほうがよいのかなと思っております、というようなところです。

そして、やはり本当は年代に沿って、若者に多く送りたい気持ちも分かりつつ、やはり人口比率に沿わなければ無作為性がないと思うので、とかを考えると、本当に標本数を上げることが、本当はお金を割けることなのかななどと思いました。

一旦、以上です。

○部会長 予算規模が分からない中で、インセンティブよりは標本数という御意見でした。

○委員 あとは、御質問1点だけですが、オンラインだと読み上げ機能とかが入るので、よりインクルーシブになってよいかなと思うので、そういったインクルーシブ性も御検討いただいて、どのサービスを使うかを御検討いただければよいかなと思います。

○部会長 読み上げが入ると、よかったですものね。

○委員 郵送して、それきりなんですか。

○部会長 後で何かやりますね、あれもお金がかかるんですよ、督促というのか……。

○事務局 後で勧奨、促すようなお通知は差し上げて、少しでも上げようといった考えはございます。

○委員 電話をしたりとかはしないわけですか。

○事務局 電話までは考えていません。

○部会長 電話もあるのですが、普通ははがきですよ。

○事務局 はい。

○部会長 あれで1回とか2回とかと頼むんですよ。社会調査を私たちは、社会学者はみんな督促1回とか2回と……。

○委員 急に来ても何か……。

○部会長 忘れてしまいますよね。

○委員 忘れてしまうし、「これは本当に世田谷区から来ているのだろうか」とか、何かそういう不安があるから、何か広報みたいなものはしているわけですか、「こういうものに御協力ください」みたいな……。

○部会長 広報には載せるんですよ、「調査しています、御協力ください」ぐらいのことはね。

○事務局 それも「区のおしらせ」なども、ホームページとかも検討しているところでは

あります。

○委員 ホームページに分かりやすく載っているとよいかと思いますよね。

○部会長 信用しない人がいるということですね。

○委員 信用しない、そう、そう。

○部会長 今みたいな社会、信用できないと、「これは本当か」と。

○委員 ホームページは見ると思うんですよね、もし世田谷区から来たら、本当かなと思って。目につくところに調査のことがあると安心するかなと。

○部会長 考え方は、そうですね、なかなかそうかもしれません。もちろん大半の人はそのまま出してしまうでしょうけれども、やはり1割ぐらいは「これ、本当かな」という人もいらっしゃるでしょうね。

○委員 あと、意義が分からないとか、意義を分かりやすく書いておくとか。

○部会長 きっとあるでしょうね、心配される方も多いから、プライバシーの問題とか個人情報の話も絡んで、一体何を知りたくて、誰が何でこんなことをやっているのかというように、それにちゃんと答えられるようにしておくことは大事なこともかもしれません。

あと御意見はどうですか。「こんなテーマは、やはり今度の調査にはどうしても不可欠だ」みたいなもので、思いついていらっしゃるものはありますか。ありましたら早めに、次回はちゃんと案のようなものをつくってくださるということなので、そのときに反映していただくように。

前は、男性相談というものは削除してしまったのですが、それはちょっと項目数全体の発想からしてそうなのかな。恐らく項目数には限界があるから、「これを入れるなら、これ」という形でなくなったのか、それとも理由が別にあったのか、ちょっと私は分からないのですが……。

○事務局 恐らくパートナーシップ制度の認知度などが新しい項目に挙がっていますので、平成26年にはできなかったけれども、そこで指標として測りたいところを入れるために、そこに追加し、男性相談については、いろいろなところを、性別役割分担業のところで見るときに、アンケートの結果を得ずとも分かるような回答であったために削除するというところと……。

○部会長 ほかのところから類推が可能だということで、これは特に要らないということでしたら、そういうことで……。

○事務局 はい、そういう経緯がございます。

○部会長 分かりました。

○生活文化政策部長 ただ、今後はこの調査の中に区の姿勢というものがまた見え隠れするところもございしますので、やはり男性に関する部分も答えていただいて、先ほど係長からお話ししたように、改めてジェンダー主流化についてどう考えるかだとか、そういうことも新たな視点として入れてみたらどうかと。あとLGBTQという……。

○部会長 はい、この前入っていることをもうちょっとね。

○生活文化政策部長 このことを使ってやっていくということもまた一つかなとは思っているのですが、委員の皆様からもいろいろ御意見をいただきながら固めていきたいというところですね。

○部会長 トランスジェンダーについては、最高裁の大きな判決が出たところでもありますし、状況がどんどん変わっているのです、それらについての御意見をいただくということも考えられますし、そのほか、やはりいろいろな形で男女共同参画に関連するような出来事が日々変わっていますので……。

○生活文化政策部長 たくさん頂いたご意見の中から、全部はできないものですから……。

○部会長 そうですね。

○生活文化政策部長 では、どうしようかということで、いわゆる男女共同参画に関する区民意識・実態調査ですから、網羅的に挙げた中で、「やはりこれを聞いていこう」と絞っていくのかなと。それから、やはり経年で押さえておかなければいけない部分もあるので、大変難しいですね。

○部会長 そうですよ、この総数ですよ、割と少なめですが、でも、やはり変えたほうがよいということがあったら、ぜひここで……。

○生活文化政策部長 そこはもう思い切って変えていくということは御理解いただければということですね。

○部会長 これは必要だという御意見、特に今のところ大丈夫ですか。

○委員 ちょっとお伺いしたいのですが、このアンケートについて、最後に自由記述という欄はないのですか。

○人権・男女共同参画課長 あります。

○委員 ここには載って……。

○人権・男女共同参画課長 この第14章です。

○生活文化政策部長 一番下ですね、自由意見というところです。

○人権・男女共同参画課長 これの213ページです。

○委員 ありがとうございます。これはすごく重要だなと思いましたが、ぜひ載せていただけるといいなと思いました。

○部会長 自由意見ですね。これは読んでいくと面白いですよ。

○委員 これも分析ソフトがあるので、キーワードだけを拾えるので、そうするとまた面白いかもしれないです。

○人権・男女共同参画課長 フリーですか、それとも、やはり有料なソフトですか。

○委員 いや、無料ですね。

○人権・男女共同参画課長 無料ですか。ぜひ今度教えていただければと思います。

○部会長 自由意見欄は大事だという御意見ですね。

○委員 Q3で、すみません、細やかなところになるのですが、結婚しているのかという問いに、やはり異性パートナーだけではなくて同性パートナーがいるということが可視化できるような聞き方のほうがよいのではないのかなと思っています……。

○部会長 ああ、クエスションのところ……。

○委員 一番その大きなところとしては、やはりパートナーが同性なのか異性なのかがちゃんと見える項目が入っていたほうがよいのかなと思います。

あとは、前回、性的マイノリティで悩んだことがあるのかという項目が入っていますが、悩んでいない性的マイノリティもいるので、性的マイノリティなのかを聞いたほうがパーセンテージとしてはよいのかなと思っています。

あと、性的マイノリティにかかわらずですが、行政に求める男女共同参画の取組が、ほかの項目で一律に聞いているのか分からないのですが、性的マイノリティのところでは聞けていないので、そこで聞いていただくか、もしくは全体として、男女共同参画の取組で行政に求めるものが何かを項目として足していただくことがよいのかななどと思っていますというのが、この区民意識のほうです。

それから、ここで言うべきことでもないとは思いつつ、世田谷区民意識調査のほうに男女共同参画の視点があまり生きていないなというところもすごく気になっていて、結構男女二元論からの、異性で結婚していることを前提とした質問項目が基礎となっていたので、世田谷区なので、ちょっともったいないなと思っています、もちろん男女共同参画の調査でも、男女共同参画の意識は生きてほしいのですが、そこでの英知が世田谷区民意識調



査全体のほうでも反映できるように、ぜひ連携いただけるとありがたいなと思っています。

○部会長 どうもありがとうございました。最初のフェイスシートというか、そういうところでもいろいろあるのですね。F 1、「あなたの性別（性自認）は」とついていることは大事ですね。そして、これはこういう聞き方でよいのかとか、ちょっと御確認をお願いいたします。結婚するということについても、また、パートナーという言葉で、恐らくそういう同性パートナーのことも入れているつもりなのかもしれないけれども、やはりちょっとそれでは足りないかなということですかね。

○委員 婚姻（事実婚・パートナーがいる（異性））、婚姻（事実婚・パートナーがいる（同性））みたいなほうが……。

○委員 でも、同性カップルだと、「あなたは結婚していますか」という問いで「はい」と答えないですね。

○委員 書けないですね。

○部会長 そうですね、結婚は今、同性だとできないですね。

○委員 できませんからね。

○部会長 では、それ以外に「結婚していますか」というところに、結婚していないけれども、同性パートナーシップというのを利用しているとか、そういうことは要りますか。

○委員 「結婚していますか」という問い自体を問い直してもよいかなと思っていて、「パートナーはいますか」とかで……。

○部会長 と言って、結婚しているか、していないかとかいうようにして……。

○委員 している、事実婚・パートナーがいる（異性）で、戸籍上同性のパートナーがいるみたいなことでもよいので、ただ、ここは前提項目として非常に重要なことは分かるので、聞き方は非常に検討ではあるのですが、今だと、同性パートナーがいる人が可視化されていないという課題はあるので、ちょっと聞き方は検討したほうがよいかなと思います。

○部会長 はい、課題だと思います。ありがとうございます。

○人権・男女共同参画課長 令和元年度の調査だと、「あなたは結婚していますか」で「している（事実婚・パートナーを含む）」となっている、これでは足りないということですか。

○委員 そうですね、「結婚しているか」と聞かれたら、日本では結婚ができないので、

そもそも「していない」になる。

○部会長 そう、そう。

○委員 そして、同性のパートナーがいることもここに答えてほしいのだということを強くきちっと伝えるのであれば、「同性のパートナーがいる」という項目は入れたほうがよいのかなと……。

○生活文化政策部長 同性と入れればよいということですか、「パートナーを含む」では分からないということですか。

○委員 「パートナーを含む」だと分からないということが1点と、2点目に、同性のパートナーがいることと、異性のパートナーがいることは、多分、暮らし上全く異なるので、そこは分けたほうがよいのではないかというところの2点ですね。

○人権・男女共同参画課長 このパートナーの在り方として、同性だけでよいのですかねということもちょっとあったりはして……。

○委員 戸籍上同性、戸籍上異性と聞くのが近いかなと思います。

○生活文化政策部長 ちょっと御相談させてもらって……。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ちょっと当面は聞き方を少し、具体的なワーディングはまた……。

○生活文化政策部長 そうなんですよ。

○委員 ちょっと先行事例とかを幾つか比較させていただきます。

○生活文化政策部長 確かにそうなんです、一般的な方々がどう感じるかということもあるものですから。

○部会長 そう、そう、それも含めて、ちょっと検討事項だと思います。ただ、そういう問題があるということも認識しました。ありがとうございます。確かに同性パートナーの方は、これに結婚しているかどうかというところでは「していない」というところに全部行ってしまいますものね、制度を利用できないんですからね。同性婚が認められれば普通なんです、法律的に認められていないので、はい。

あといかがでしょうか。あとは調査法、それから大きなテーマあたりが本日の主な議論すべき課題であるようでございます。もう少し細かい項目については、もう1回ですか。

○事務局 はい、次回の部会でまた……。

○部会長 次回のときに、また議論できるということなので、今日思いつかなくても、いろいろ御覧になって、これなどを見ていきますと、きっと「ああ、こういう文句も要る

な」とか、いろいろお思いになると思いますが、それについては次回でも間に合うということですが、

できればテーマそのもの、こういうものを増やしてほしいということは今いただいております。いたほうが検討できるので、よろしいのかと思います。いかがでしょうか、ここの調査については、もう特にないですか。

よろしければ次の議題へ行ってしまうのですが、よろしいでしょうか。

特に御異論ないようですので、それでは、すみません、戻りますが、協議事項(1)の男女共同参画に関する区民意識・実態調査についてということは、今のような形で、それでは終わらせていただきます。次回以降また、もう少し詳しい調査項目等については議論する回、機会があるということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、続いて次第の報告事項に移らせていただきます。(1)は「離婚をめぐる法律・制度活用講座」についてです。これについては事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは説明させていただきます。資料2と併せて参考資料①「離婚をめぐる法律・制度活用講座」のチラシを御覧ください。

こちらは、例年らぶらすで実施しております講座で、離婚を考えるときに必要な知識、法律や関連の機関の活用方法などを、女性の立場や状況を深く理解している講師から学べる講座となっております。対象を女性とし、定員20名の2回連続講座となっております。

既に御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、今回行ったこの講座内容に関して多数の方から御意見をいただきましたので、御報告させていただきます。

資料2です。1の経緯として、令和5年9月9日、9月16日に連続講座として実施した講座の9月9日の講座の中ですが、こちらで不適切な行為を助長するような内容が含まれているとして、財産分与、子どもの親権について触れた部分が切り抜かれ録音された約1分程度の音声データがインターネット上に流され、拡散し、区も、らぶらすも電話対応に追われる事態となりました。

また、本件に関して区内外の方から多数の区民の声——こちらはメールになるのですが——ですとか、せたがやコールに対しても御意見を頂戴しまして、10月の区議会決算特別委員会でも3名の区議から御質問があったところです。

(1)の指摘の内容ですが、①として、財産分与について、財産を双方開示するという趣旨に背くような表現があったというもの、②として、親権について、双方の合意なく子ど

もとともに別居することを助長するような表現があったとするものです。

続いて経緯の詳細を時系列にまとめたものですが、令和5年9月9日に1回目の講座を実施しました。9月16日に2回目を実施し、そして9月23日にSNS上、インターネット上に音声データ流出が発覚したと。これを受けて10月6日になりますが、男女共同参画センターらぷらすホームページに、受講生に向けての一連の御説明文を掲載したところで

す。こちらはまた後ほど、補足の説明をさせていただきますが、次に講座の詳細の内容でございます。この講座内容ですが、こちらは「DV被害者支援の充実」を目的としておりまして、離婚を考える女性を対象に、外部の講師をお招きして、講座への参加をきっかけに、必要な相談や支援にもつなげるといったことを目的に、らぷらすにて実施いたしました。

こちらの講師への依頼内容ですが、離婚をきっかけに、DVや経済的搾取等により深刻な生きづらさを抱え、講座という場だからこそ参加できるという方も多い実情を踏まえ、講師の方には「離婚届の記入や提出、離婚の際に決めておくこと、親権や財産分与、調停や裁判、弁護士の選び方などについて説明等」について依頼をしました。

この一連についての区の対応でございます。区の対応としては、講座の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等の御指摘については真摯に受け止めておりますと。

次に、講義の内容等については、事前に打合せをしていますが、講義においてお話しただく事例や具体的内容は講師に委ねておりまして、区の公式な見解でないものもあることを講師とも確認しました。

(3)として、主催者の責任として、受講生において誤った理解があってはならないために、講座を実施したらぷらすにおいて正しい内容を説明していく。こちらですが、らぷらすのホームページに今現在掲載しておりますが、こちらの詳細を説明させていただきます。

こちらは、らぷらすに掲載しているホームページの内容ですが、本来であれば受講生の皆様に、それぞれ文書で御通知さしあげるべきところですが、まず講座の受付時に、お名前と電話番号のみをお聞きして受付をしておりましたと。そういった状況の中で、受講生にこちらから説明のお電話をした場合、仮にDV加害者が受講生の電話を常に監視していたり、手元に持っていたり、着信履歴からその受講生が離婚講座を受けたことが推察され

る可能性もあるといったことから、大きなトラブルになる可能性も考慮して、受講生から  
らぶらずに御連絡をいただき、本人確認をした上で、こちらから御説明をしたい旨の内容  
を記載しております。

現在、2名の受講生から御連絡をいただいている状況でして、この方たちについて御説  
明をしている状況です。

続いて(4)ですが、今後、講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等に当たり、今ま  
で以上に講師との事前調整を密に行い、誤解のない広報の周知方法を行うなど、よりよい  
講座運営を行ってまいります。

最後に、多数の区民の声等に対する回答は、この(1)から(4)を踏まえて行ったといった  
ところでございます。

以上が本件についての説明になります。繰り返しになりますが、いただいた御意見につ  
いては真摯に受け止め、今後、誤解がないよう、その他の講座についても、実施主体のら  
ぶらずとともに講座内容を十分に精査してまいりまして、講座の本来の趣旨とは異なる解  
釈とならないような、より丁寧な講座運営をしてまいりたいと考えております。

そういった中で、今後の男女共同参画センターとしての講座の在り方、例えば今回も女  
性に限定しての講座でしたが、女性限定の講義が多いのではという意見もいただいている  
ところでございます。

事務局としては、ジェンダーに起因する困難が多いという実態がある課題など、こちら  
はもちろん引き続き支援につなげることを目的に、女性限定の講座ももちろん必要である  
と考えておりますが、一方で、これからさらに多様性を認め合いながら男女共同参画を進  
めていく上で、ジェンダーにとらわれない、偏り過ぎない、そういった講座設定、運営を  
進めていく必要もあるのではないかと考えております。

この点について委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

そして、どの講座でも受講生の皆様には安心して講義を受けていただくこと、また思い  
を話していただくということは当然だと考えています。

らぶらずで行う講座については、どの講座でも冒頭、プライバシーの観点から録音を禁  
止させていただき旨、周知しておりますが、今回、無断で録音され流出されてしまった、  
このあたりの対応策に関しても、何か御意見を頂戴できればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 どうもありがとうございました。報告事項(1)について、まず事実経過と、そ

れからこの審議会部会の中で議論していただきたいことの区からの説明がございました。  
まず、皆様のほうから、今の御報告と、今後どうしたらよいかというようなことは、区のほうのお考えも含めて、御質問などがありましたらお願いいたします。

このことについて御存じでしたか。かなり皆さん……。

○生活文化政策部長 まず、この講座を周知した際も、女性限定だということで様々なご意見をいただきました。なぜ女性限定なのだということでのお叱り、御指摘もいただいているのですね。

○部会長 最初、そういう御意見もあったのですね。

○生活文化政策部長 内容を御説明しても、なかなか理解をしていただけなくて、「差別している」というようなことでも、お叱りも受けていて、そうした中、改めてまた、今度は講義の内容について再炎上したというような経緯がございます。

大変多くの方からお電話もいただいて、長時間、2時間以上にわたるお電話もあつたりとか、このときは大変苦慮したというところもございます。

○部会長 そうですか、はい。テレビの取材はなかった？ テレビの取材という話もちよっとあつたのではないですか、すみません、なかったですか。

○人権・男女共同参画課長 今のところは、ないです。

○部会長 そうですか。いろいろそういううわさも聞いたので、そういうちょっと一時炎上するような感じの状況もございまして、この間とても皆様方も、らぶらすのほうも御苦慮なさったと思いますが、いかがでしょう、まず御質問などを受けていきたいと思いますが……。

1点は女性限定というところに引っかかった方もいらっしゃる。さらに行くと、先ほどあつたような内容、財産分与について、財産を双方開示するという趣旨に背くような表現があつたとか、また、親権について、双方の合意なく子どもとともに別居することを助長するような表現があつたということで、さらに御批判がいろいろ炎上したというようなことでございます。

これについては、区のほうは、やはり弁護士さんその他の法律専門家の方に御相談なさって対応されているわけですね。

○事務局 はい、そうでございます。

○委員 ちょっと2点質問ですが、すみません、今知りましたというところで、ばあっと調べながら見ていると、でも、この先生はこの分野で講演歴も多く、専門性の高い先生だ

と思うときに、多角的な意見がある分野だとはよく分かりながらも、この先生、いろいろな講師の選定の理由みたいなものは、どれくらいまで明確化されているのですかというところが1つです。

2点目に、録音禁止だといったところに、録音されて、やはり投稿されているということは、今後全ての講座の講師が非常に怖いし、参加者も怖いし……。

○部会長 それはそうですね、参加者も怖い。

○委員 プライバシーが流出しているということにもなるというときに、今後それがないようにどう対応できるのか。なので、講座内容の妥当性ももちろんですが、やはり、ここでしゃべった個人的なことも含めて、今後流れたらどうしようというところで、その対応をどうできるかもすごく心配なのですが、どう考えられていますか。

○部会長 まず講師選定のときの、何だろう、理由？

○委員 理由というか、何か、講師選定に平等性とかを求めることは非常に難しいのですが、何かこう問われたら……。

○部会長 まあ、こういう分野、こういう問題について詳しい方ということが基本ですよな。

○人権・男女共同参画課長 やはり、その講座の趣旨とか目的、対象が明確にあって、それにより適した方を、まあ、らぶらすの男女共同参画の知見とかネットワークとかを使いながら、候補を挙げて、よりその講座に適した方を順々に依頼をかけていくというような形にしています。

○委員 これまでの経歴とか講演歴も見て妥当性を選んでいるというところですよな。

○部会長 何かそういうやり方でない、もっと別なやり方のほうが批判がなくなるとか、ありますか。

○委員 いや、いや。

○部会長 そういうわけではないですね。

○委員 そういうことではなく、ほかから聞かれたときに、やはり妥当性があったと言える選び方だよなと思ったので……。

○部会長 ああ、やはり質問が来たときに、そういう説明をちゃんとできるような選び方をしておくべきであるという、それですかね。

○委員 ただ、既にそれがあると認識したので、そこは大丈夫なのだなと思って安心をされていて……。

○部会長 もう一つの方は、なかなかね、これはやはり法律の問題なのか、よく分かりませんが、とにかく一応らぷらすでは、ここは記録はとらないで、また、ほかのところにもそういう記録をとったものを、記録ではなくて自分のメモでもよいけれども、公開しないということを前提に、皆さんに参加していただいているわけですね。そういう指示に反した形で記録をとって、その音声データが、しかも最初にぱっと一般聴衆に流れてしまったのですね。ということで、個人的な批判を行ったということではなく、まずその一般の人たちに流したという、ある意味、悪意と言ったら怒られるけれども、そういうことが起きたわけですね。

これ自体は、らぷらすの講座としては大変不本意な、つまり参加者への信頼を失った。だから、もし今後そのようにやるとするならば、そういう人がいる可能性も含めて、そして、そのほかの方に対して守るためにも、らぷらすを守るのではなくて、参加する方を守るためにも、何か対応が要るかもしれないという、そういう事態ですね。

○委員 そうですね。

○部会長 何かそういう方法はあるのですかね。今は、もう前もって言っているだけで、もちろん荷物チェックとかはしていませんよね。だから、荷物チェックなどをするべきかという、どうなのでしょう。

やはり強く批判したほうがよいのでしょうか、そういうことをして広報をするということに対する、何というか、信頼性を損ねるみたいな、要するにほかの参加者に対するプライバシーの侵害なり、そういうことだって起きかねないわけですよね。何か個人的なことを話していたら、それを全部録音・録画されて、ぱっと外に流されるなどということがあったら怖くて……。

○委員 「質問時間あり」と大きな字で書いてありますよね。

○館長 質問に関しては、御本人からその場で発するのはかなり難しいと私たちは考えておりまして、講義の後に質問用紙を御用意して……。

○部会長 ああ、そういう形でやっぺらっしやるのですね。

○館長 それを書いていただいて、それに対して講師が答える……。

○委員 では、匿名で行われるということですね。

○館長 もちろん匿名ですし、中には、お名前を書いているものもあるかもしれませんが、でも、お名前は読み上げず、いただいた質問に対して講師が答える。講師が「こういう質問がありました、これにはこうやってお答えします」という形なので、実際の記録の



中には、講師の声と担当者の声しか入っていないです。

○委員 本当にちょっと難しいなと思っていて、というのが、男女共同参画の分野は、常に御意見が多様な分野で……。

○部会長 そうですね。

○委員 今回であれば、共同親権の議論だと思いますし、僕らの分野で言うとトランスジェンダーの話とかも常に御議論がある中で、やはり公開のもので行政がしていただくと、ある意味で反対意見を持たれた方が来ていただいて、切り取っていかうとか、写真を撮ろうとか、流出させようと思ったりとか、ちょっと場を荒そうかなと思っていただきながら参加いただくということも想定内だと思っている中で、それが起きないようにどうフロアルールをつくれるかということが、参加者様と講師の安全に本当に関わるなと思ったときに、本当にどうしようということが、世田谷だけではなくて、本当に今、日本中で悩んでいるので、すごく困ったなと思っています。

○部会長 ああ、やはりね。

○委員 そして、こうあってはならないよなと思っているところだけお伝えすると、「だからやらない」というふうになってはいけないと思っています……。

○委員 それはそうです。

○委員 今回の講座はすごく先駆的で、チャレンジングであったと思うけれども、このテーマは、利用したい人がすごくいるではないですか。でも、「炎上したから、もうやらないでおこう」となると、本当にこのニーズがあって参加した多くの方にとって不利益になるので、何か、ある意味で「燃えてしまったからもうやらない」とならないようにとか、ある意味で「少し保守的なものしかできない」というような風土にならないように、やはり、らぷらすさんのすごいところは、こういったチャレンジングなものもちゃんとされているところが、やはり日本をリードすると思っているので、こういったチャレンジングなものが安全にできるように、どうできるのかと。

そして、どの講座、どの講師であっても、短く切り取ったら、そのように意図して流すことができちゃうので、だから、やったことをできるだけ批判しないというか、何というのですかね、しないながらも、どのように安全にできるかというところで議論をしなければなと思います。

○委員 委員のメッセージも、私も同じく、「だからやらない」はなしにしたとして、今回すごく困っている人に、すごくそのニーズに合ったというか、お気持ちに沿ったコンテ

ンツを提供したと思うのですね。

ただ、公開で出したときに、女性限定というところを客観的に見たときに、永遠にこの先も気になってくるのではないかなと私は思っていて、福原愛ちゃんの問題とかもあって、女性側、男性側みたいな分離構造で、この話題を見るという社会が形成されているからゆえに、では、男性向けに「裏の手を教えよう」とかになってくるが増えてしまうと、まあ、本末転倒だなと思うのですね。

そして、離婚をめぐる法律・制度の講座を開くとしたら、「どちらの人も来ていいよ」という形にして、どちらの立場の人の意見も、この場においては、どちらも否定せずに語れるみたいなものができることが本当は理想だな、難しいことはよく分かるのですが、理想だなと思っていて、かつ、個別の相談は個別の相談として、らぷらすさんは本当によくやられているので、もうその人に沿った、しっかりした、丁寧なケアをなさるという窓口がしっかりあるという感じにされるのがよいのかなと思いました。

あとは、勝手に録音が行ってしまうみたいなことを防ぐためには、やはり一筆サインしていただくみたいなものは……。

○部会長 おお、一筆サインしていただくと。

○委員 そういうものも時々あると思うので……。

○部会長 ああ、「誓約します」みたいなものね。

○委員 もうみんなの、講師も参加者も、みんなのプライバシーを守るためのものだからお願いしますということは、厳しめに言ってもよいのかなという気はしました。

○部会長 はい、ありがとうございます。一つの意見かもしれませんね。参加者に、特にプライバシーが非常に侵害、侵されると心配なような、そういう内容を含む可能性がある講座に関しては、「ここで聞いたことをほかで漏らさない、録音などとらない」といったようなことに関連する、一筆書いてもらって名前を入れておくということを集めておいて、誓約していただくということも一つの方法としては考えられるのではないかと。

ありがとうございます。なかなか世の中、難しくなってきた、本当に委員がおっしゃるように、どんな講座をやっても賛否両論が成り立つような、そういうことのととも含まれる男女共同参画とか離婚とかDVとか、そういう領域ですので、本当に頭を悩ましてしまっていますが、でも、女性限定みたいなことに関しては、委員の御意見はどちらでしょうかね。

○委員 私は、女性限定としないほうが……。

○部会長 そのほうがよいのではないかという御意見ですか。

○委員 それで、いろいろな人が来たことも踏まえながら、講師の方とか主催者が、まあ、多様な意見をうまく認め合いながらに進められると一番いいなと思ったのですが、難しいのだろうなと……。

○部会長 離婚講座みたいな、誰でも来ていいですよみたいな講座というものが、やはり必要なのではないかということですかね。

○委員 まあ、そうですね。

○部会長 それはそうかもしれませんね。そういう講座が……。

○生活文化政策部長 そういうことも、まあ、今回の件でいろいろ考えて、では、そういうものを行ったときに、本当にDVで悩んでいる女の人がそこに来るのかとか……。

○部会長 来るかどうかですね、来れないかもしれないですね。

○生活文化政策部長 そうなんですよね。では、本当に男性の方が来る、男性は何の目的で来るのかということもまたあって、考えるともう……。

○委員 そうですね。

○生活文化政策部長 こっちがあればこうになってしまうということで、本当に……。

○部会長 本当に御苦労さまでございます、私たちも同じです、本当にそうですね。

○生活文化政策部長 いや、そうなんですよ、先生がこうなってしまうぐらい、我々も、どうやってやっていけばよいのだろうかと、本当に難しい……。

○委員 これは、講座というところが難しいのかもしれないですね。やはり個別の相談とか。みんなで議論というか、話し合ったりするような問題とはちょっと違うのかなというか、離婚……。

ただ、まあ、離婚をちゅうちょされていたりとか、離婚によいイメージがない人とかに、まあ、エンパワーメントみたいな、これはそのような意味での講座なんですかね。この趣旨だったのですよね。だから、そういうことからすると、やはり女性限定になるのはやむを得ないかなとは思うのですよね。

主にDVとか、ひとり親になる可能性とかに不安を抱えている人とか、そういうことからすると、やはり男性が抱える問題と女性が抱える問題は、現状明らかに差があったりするので……。

○部会長 そうですね。

○委員 ただ、そうすると、ちょっと難しいですよ、この「弁護士が一般的な知識を教

えます」というような講座と、ちょっと相性が悪いような気もするというか……。

○部会長 講座ということと、その講座の狙いみたいところが、ちょっと相性が悪い？  
講座ではなくて相談とかいうように、法律相談のような個別の話を全部できる、そしてちょっと時間を取ってというように感じにするとか？

○委員 その相談員……。

○部会長 そのほうであれば全然問題はないと。

○委員 ただ、もちろん弁護士は、法律的なことは詳しいけれども、それ以上のことは、詳しい人もいれば、そうでない人ももちろんいるわけで、やはりそういう支援をすごく専門になさっている相談員の方とセットでの相談の場とか、そういうものもありますよね。

○部会長 相談の場もあるんですね。

○館長 この講座の後では、個別相談はしているんですね。

○部会長 ああ、個別相談は別にやっているんですね。

○館長 はい。ただ、弁護士の先生に相談はできないので、らぷらすでやっている相談員が来て、個別相談に対応すると。

○部会長 先ほどの委員の意見では、やはり女性限定の講座のようなものはあってもよいと、そういう御意見でしょうか。

○委員 はい、私は女性限定のものがあってもよいとっていて、特にDVの文脈で、男性と女性が婚姻していることが前提となつての離婚だと思うので、そういう場合に、もし男性から被害を受けて、男性が怖いなどと思っている方も安心して参加できることを意図としているのであれば、性別で分けることに、そこに妥当性はあったのではないのかなと思います。

一方で、「そうではないものもあるべきだよね」については、そうだと思う、選択肢があるべきだとは思っているのですが、限定してはいけないという意見ではないです。

講座の後に、講座に参加して相談があるというような流れも、本当によくあるものの一つなので、そういう意味で、何か「この立てつけはすごく悪かったのではないか」みたいなところは、私としては今は見当たってなくて、むしろそのフロアールールとかをどのように安全性を守れたのだろうかというところのほうが、ちょっと気になっているかなというところなんです。

○部会長 はい、いろいろな御意見が出て……。

- 委員 ただ、参加していないので、分からないということです。
- 委員 すみません、ちょっとお聞きしたいのですが、先着順20名となっていますが、キャンセル待ちもあったのでしょうか。
- 館長 はい。
- 委員 やはりいっぱいに来ていたということですか。
- 館長 いっぱいに……。
- 委員 それだけ需要があるということですね。
- 館長 はい。
- 委員 なかなか敷居が高い、ここに来れるということは、かなり勇気が要るか、もしくは、もうせば詰まっているかという状況が、では、需要があるということですね。
- 館長 それはあります。
- 委員 では、ぜひ続けてほしいなと思います。
- 部会長 続けてほしい、はい。
- 委員 そのニーズですか、今聞いていると、女性一般に対する講座というよりも、やはりそういう困っているとか……。
- 部会長 そうですね。
- 委員 DVで困っている人とかを対象にしているということであれば、何かその募集資格をきちんとして、まあ、難しいですが、「DV被害で困っています」とか、何かそういうことをきちんとして書いてもらったり、何かそういうところでも工夫ができるのかなと思います。
- 部会長 募集資格？ なかなか難しい……。
- 委員 例えば、東京都でDV被害者向けにこういう講座をやっているのはクローズで、オープンにはしないで、周知はしないで、支援者から紹介で来て、それでやってはいいます。
- 部会長 紹介だけなのね。
- 館長 それはやっていますよね。
- 委員 単に離婚について知りたい女性とはちょっと違いますよね。
- 委員 多分、やはりDV被害者向けで、この弁護士さんは、そういうものをすごくよくやっていらっしゃる方なので、多分ちょっと踏み込んでお話……。
- 部会長 そうなのでしょうね。

○委員 でも、それが多分この講座の魅力でもあったのだらうなとは思うので……。

そして、録音した人も、悪意があったかどうかは、多分1回聞いただけでは分からないから、また後で聞きたいとか、そういうこととする人もいる……。

○部会長 それは違うでしょう？

○委員 違うんですね。

○館長 今回は違います。

○部会長 では、意図的に、そういうことを目的に潜り込んでいたのですね、そういう方がね。

○生活文化政策部長 そうだと思われませう。

○館長 この講座で、チラシで、ここに「モラハラやDVで息苦しい」と書いてあるのが、せめてもの私たちからのメッセージなのですね。

○委員 なるほど。

○館長 ここに対象を「夫からのモラハラで悩んでいる方」と言ったら、人は来ないです。そうしたら、この講座に申し込んだ時点で、「私はそう見られているかもしれない」と思ったら、対象がそうであれば、やはり電話をかけないですよ。なので、ここにほんわか書いてあって、そうではない人も、ちょっと思う人も、離婚という言葉がちょっとイメージされている人も、誰でもどうぞという、ちょっと——ターゲットはここなんです、間口は広げています。

そして、私たちは電話相談も持っているじゃないですか。電話相談の中では、やはりそういう方たちは多いんですね。これが、まずお電話でかかってきて、「私、DVを受けているんです」と言う方はほとんどいらっしゃらないです。「何かもやもやする」とか、「言われて、最近ちょっと食事がしづらい」とか、「夫と顔を合わせられない」とかという中で、お話を聞いていくと、まあ、「それはモラハラだよ」というところが見えてくる？

そして、こちらから相談員が、「ちょっとそれは、あなたにとってつらいことをされていますね」というところからDVに気がついていくというところで、そういう方たちが多いので、そういう方たちがこういうところにいらして下さったらよいのかなと思っています。

○委員 なるほど。

○館長 そして、実際に相談につながっている方と、相談からここにいらっしゃった方と、両方いらっしゃるの、そういう意味では、安全な場でやりたかったなということは

あります。

○委員 どのように防ごうと思っても、なかなか難しい問題で、劇場などは、もう電波が遮断されるシステムになっていますよね。そのような場所にするとすることは、費用的にも、できないのでしょうか。物理的にそのようにできない限り、本当に善意で、もう多分大丈夫だろうということで、一筆書いてもらったとしても、と思うのですね。

そして、実は私、このらぶらすでやっていらっしゃる離婚、法律関係の講座には何回か伺っているんです。主催者は、子家センだったりしています。それで話ししてくださっていたのは、私が来たときは割と男の弁護士先生が多かったかな。

でも、私も地域でいろいろなことをしたり、聞いたり、いろいろしている立場から言うと、ちょっとわたし的には「うん？」と思うときもありました。ですから、その弁護士さんの持ち味というか、いろいろ御専門がおありだからということも承知しながら聞いていましたが、この対象の方をどういう方にするのかということも先にもう少し詰めていただいていたかなと思います。

DVを受けている人は、もうとてもとても怖くて、同じところに万が一関わるような、縁続きでも、そういう人がいたら、もう空気も吸えないという、そういうことで、毎日そうやって暮らしていらしゃると私は承っていますので、多分、どちらかという、あまり踏み込んだというよりは、一般的な離婚の話、こういう手続があって、こういう順番があって、こういうものを書きますよと、一般的にはこうですよという、そういったことであったら、どなたでも、男も女も関係なく——男とか女という言い方はあまりよろしくないとは思っていますが、家族の中の問題を抱えている人たちが、いろいろな立場で来ても、やはり一番基本なところを、公平に聞いて帰ると。

それで、弁護士の先生に相談はしたいと言っても、皆さん、とてもハードルは高い、意識的にも、それからまた、費用の面でも高い。ですから、そういった部分で、たとえ15分でもよいから、ちゃんとメモを持ってきてくださいね、それで15分に限ってですが、個別相談の時間がありますよとか、それだったらほかにも漏れないし、そのようなシステムにするとか、対象をどうするのか、どういった利益をその方にさしあげるのか、そのところをもう一度、ちょっと整理していただくことはいかがかなと、ちょっと思いました。それによって講師の先生は変わってくると思います。

○部会長 はい、ありがとうございました。やはり講座というところには、なるべく公平な知識、皆さんにお話しするとしては、どなたにも通用するような、そういう講座と、そ

れから個別の相談を、立てつけを変えて……。

○委員　そして組み合わせるとか、うん。

○部会長　組み合わせるというやり方がよいのではないかという御意見ですね、はい。

○委員　無料でも、無料で15分専門に、ここだけ聞きたいというときに相談できるとしたら、それはやはりすごく……。

○部会長　うん、ありがたいね。

○委員　ええ、本当に——弁護士の先生がいらっしゃるのに……。

○部会長　すみませんね、15分ただでというのは、ごめんなさい。

○委員　でも、本当にそういう個別の相談というのが、結局こういう利用をされたい方の満足感にもつながるのかなとは思いますがね。

○部会長　その辺は難しいところですね。もやもやして、「モラハラとか、そういうのは何なのだろう」というのは一般論でやれると思うんですよ。そういう講座で自分自身が受けているものは何だということ整理するために、モラハラとはこういうものなんですよ、DVとはこういうものなんですよという説明を聞くと、「ああ、私は違う」とか、「いや、まさにこれだ」とか、いろいろ皆さんお考えになって、そしてこの後、方針が決まるわけですよ。

　　ということはあるのですが、この話と、それから実際に離婚となったときに、どうすればよいかとか、どうやったら財産を何か、うまく半分を持っていけるかとか、夫の経済的な圧迫をどうやって逃げたらよいか、この辺になりますと、やはりちょっと違いますよね。これは本当に個別に相談したほうがよいのかもしれないし、ちょっと難しい問題がいろいろ入りますよね。

　　手続とか、何をするとか、何とか申請を先にやっておけるとか、離婚不受理の手続を先に自治体にやっておけるとか、何かいろいろやれば、勝手に離婚されないとか、何かすごくいろいろなことがあるではないですか。そのようなことは、またそれぞれ制度を知っている弁護士の方にお聞きしながら、その自分の夫との関係の中で、自分が対等な、平等な離婚をできるという、そのための一番よい知識を見つけるということは、やはり相談の中でしかできないかもしれませんね。

　　ちょっとその辺あたり、すみません、いろいろ御意見が出たことがよかったかな、すみません、これは、答えは一つにならなくていいですね。

○人権・男女共同参画課長　はい、検討させていただきます。



○部会長 いろいろな御意見が出たということで。

○委員 ただ、間口を広くという御説明は、私もすごく納得したというか……。

○部会長 そうですね。

○委員 やはり、自分がDV被害者という自覚がある人のほうが少ないということは、本当に確かにそうだと思いますから、その人たちがふっと来れるという意味での、すごく意味があると思いました。

そう考えると、弁護士さんのお話として、もうちょっと当たり障りのない話にするということになるのですかね。

○部会長 当たり障りのない……、ああ、すみません、そうかもしれません。

○生活文化政策部長 今までで言うと、こういうことはあまり御報告しない案件なのかなと。今回は私のほうからあえて委員の皆さんの御意見を伺うために、ここまで、正確に書かせていただいて、御意見を頂戴したかったというところもございますので、いろいろ御意見をいただき、ありがとうございました。

○部会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見はいろいろ出たというところで、次の議題の御報告事項のほうに移らせていただきます。

続いて、報告事項(2)は「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況についてと、非常に長いのです、ということでございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 では、私から説明させていただきます。資料3について御報告します。

こちらは、この間、委員の皆様、議会等からいただいた御意見や課題に対して、男女プランの基本目標IからIV、推進体制の諸課題を項目ごとにまとめまして、その実施内容として、進捗状況を記載した資料でございます。前回から新しく反映した箇所を太字アンダーラインで記載しております。

それでは、この資料3の1ページ目から、ちょっとかいつまんで報告をさせていただきます。

まず基本目標Iとして、あらゆる分野における女性活躍推進の、固定的な性別役割分担意識の解消で、男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充で、介護をテーマに、らぷらすゼミというものを行いました。

そのほか、教育分野への働きかけとして、引き続き出前講座を行っておりまして、この実施内容の回数で行っております。

課題2の女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進については、社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保で、庁内の部長級で構成される会議体で、全所属へ各計画へのジェンダー主流化の内容反映について依頼をしたところでございます。

課題の3、女性のキャリア形成と多様な働き方の支援では、女性への就労支援として、実施内容の、就労・起業等支援講座、女性起業家交流会を開催して、女性の就労支援にかかる情報発信としては、女性の「働きたい」「働く」を応援する事業まとめを区ホームページに掲載いたしました。

そして、女性の就労にかかる課題と方策の検討ですが、こちらは特別区長会の調査研究機構において、来年4月1日施行予定の「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマに、困難女性の問題とかを絡めて、若年女性が抱える課題と有効な施策について検討するというところで引き続き研究会に参加しております。

次のページになります基本目標Ⅱ、ワーク・ライフ・バランスのところでございます。こちらの区民向け情報発信としては、ワーク・ライフ・バランスに関するイベント情報を区ホームページで公開し、継続して情報発信を行ってきております。

区内事業者への働きかけに関しては、男女共同参画先進事業者表彰を11月11日実施予定の起業ミニメッセ内で表彰式を行う予定でございます。

今回は6事業所様を選定委員会実施の結果、表彰の対象としておりまして、こちらを行っていく予定でございます。

防災・地域活動等への参画促進で、こちらは女性防災コーディネーターの人材発掘・育成について、より実践的な運用に向けて災害対策課と調整中でございます。

続いて基本目標Ⅲ、暴力やハラスメントのない社会の構築で、男性DV被害者に対する相談体制の拡充の実施内容ですが、次年度、らぷらすで実施する男性向け事業を拡充する方向で、今、検討をしております。検討内容は、「電話のみの相談」に「LINEやメールによる相談」を追加、また男性の生きづらさに関する事業の拡充、研修室やオープンスペースも、男性にも利用してもらえるように積極的に開放していく予定でございます。

3の警察との連携については、8月30日に、うめとぴあで区内の4警察署をはじめ様々な団体の方々に、世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議及び要保護児童支援全区協議会に参加していただきまして、DV・児童虐待それぞれの課題の共有、また、ヤングケアラーの方に実際に講演をしていただいて、それに関するワークショップなどを行いました。

た。

次のページ、性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実でございます。こちらのほうは、取組み名称が幾つかありますが、犯罪被害者等支援条例の新規制定が政策決定されました。こちらで現在の犯罪被害者等支援検討委員会に弁護士の方、当事者、医療関係者等を加え、犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会へ改組し、この委員会で検討していく予定でございます。

課題の9、暴力を容認しない意識づくりでございます。ハラスメント、性暴力やDV等の暴力を容認しない意識の醸成というところで、こちらは併せて参考資料②も御覧ください。こちらの内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」に合わせ、11月中に区内においても庁舎内に、DV防止のシンボルカラーのパープル色のバルーンを設置しまして、暴力の根絶と被害者の早期発見といったPR活動を行うものでございます。

また、子どもの虐待もDVと相関関係にありますことから、虐待の防止のシンボルカラーでありますオレンジ色のバルーンもつけまして、総合支所、まちづくりセンターも含めて、全庁でこの参考資料②の下にあるようなスタンド式のバルーンですとか、あと各課には、この卓上に置いているバルーンですとか、こういうものを11月1日から1か月間かけて全区的にキャンペーンとして取り組んでいくといったところでございます。ぜひ役所にお立ち寄りの際は御覧いただければと思います。

続いて基本目標Ⅳ、多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築でございます。性差に応じたところと身体健康支援ということで、性に対する正しい理解の促進ということで、らぶらすの講座や情報誌での普及啓発のほか、教職員・保護者向け区立小中学校の出前講座といったところを通じて、保健所、教育委員会と連携しながら今後取り組んでいく予定でございます。

課題12、性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援です。こちらですが、庁内における連携として、今現在、素案の段階ですが、保健医療福祉総合計画にLGBTQへの配慮を記載し、また、個別計画中に「男女及びLGBTQ等多様な性を含めたすべての人が平等に利益を受けられるよう取組む」よう反映するように依頼をしております。

続いて7ページを御覧ください。こちらは推進体制、男女共同参画社会の実現に向けた方策、方策1、男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充でございます。こちらは夏から自習室として研修室を開放しておりますが、こちらは常に20人、30人安定的に入室、使用している学生さん等いらっしゃるということで、9月も引き続き開放していくと

いうことにしております。

続いて、地域ネットワークの構築といったところで、様々な分野から8名の委員を選定しまして、らぶらすの地域展開について意見交換を行うという目的で、10月10日に第1回の協議会を開催いたしました。次回は12月中に開催する予定でございます。

続いて、取組み名称、公平・公正・中立性を担保した事業運営でございます。こちらは先ほど御議論いただいた離婚講座の内容でございます。

方策2として、区職員の男女共同参画の推進を御覧ください。8ページ目の一番頭になります。障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点といったところで、あらゆる分野における事業の計画・実施・評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、ジェンダー主流化を実践していく、また、管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるように、考え方や進め方に関する手引を今後作成してまいります。

実施内容としては、こちらのほうでも庁内の部長級で構成されます会議体にて、全所属へのジェンダー主流化について依頼をいたしました。

方策の3、推進体制の整備・強化でございます。こちらの4、若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくりというところで、今後の取組みとして、アプローチが困難であった困難を抱える若年女性たちとつながる仕組みをこれから検討してまいります。

その下、各種助成事業の積極的な活用というところでも、今後の取組みとして、地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業をはじめとする各種助成事業を活用していく予定でございます。

実施内容としては、今年度、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、男女共同参画センターらぶらすで行っております女性相談、男性相談の拡充について申請、そして採択がされました。

6の基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析でございます。こちらは今後の取組みとして、令和6年度実施の男女共同参画に関する区民意識・実態調査、先ほどの議題のところですが、こちらに区の最上位計画の基本計画の成果指標「自分らしく安心して暮らしていけると感じる区民の割合」についての設問を設ける、こちらも具体的に次回の部会でまたお諮りしたいと考えております。

1点補足させていただいていいですか。資料3の参考資料③ですが、この検討状況の7

ページ目の方策1の4のらぷらす紹介リーフレット作成中のところの説明を飛ばしてしまいましたので、補足して説明させてください。

こちらは、お手元の参考資料③を見ていただきたいのですが、今こちらのほうで、地域に開かれたらぷらすというものを目指しまして、らぷらすの機能をこういう項目ごとに分かりやすく伝えまして、それをより多くの人に使っていただけるような、誰もが分かりやすく、使いやすいような、そういったらぷらすをイメージして作成しております。

こちらは年度内にリリースする予定で、その裏面を見ていただきますと、仕様の構成として8面構成の観音開きで非常に見やすい、分かりやすいリーフレットになるかと思いますので、またでき次第お示しさせていただきます。

私からは以上になります。

○部会長 御説明どうもありがとうございました。皆様から御質問、御意見をお願いいたします。

最初に私からすると、このタイトルはいつも分かりにくいんですよね。これは何を言っているのだろうと思っているのですが、ご意見・課題というのはここに書いてあるのですね。右側のあれですね。それでその線を引っ張ったところが新しいところということで御説明いただいたわけですが、ご意見のところは、先ほどの離婚講座ぐらいのところだけですかね。あとは皆さん課題が書いてあるのかなと思ったり……。

何かこれは一体何が、どこが課題で何が御意見なのかなと思ったのですが、御意見と課題に分けているのではなくて、両方ともここに書いてあると。それでどんな状況かということをお説明いただいたということでしょうか。

○事務局 はい。分かりやすく作り直します。

○部会長 いや、何か言葉が分からないだけで、何を言っているのかなみたいな……。

○生活文化政策部長 毎回同じ資料でやらせていただいて……。

○部会長 何かいつもこれで……。

○生活文化政策部長 この間の変化と取組とか御意見をいただいたものについて、この基本目標と照らして、当てはめて御説明しているというところですが、議会からの御指摘もあったこともございます。

○部会長 そうということですね。はい、分かりました。何か、ちょっとこのタイトルが、ぱっとそういう分かりやすい資料だとうれしいと思います。

○生活文化政策部長 承知しました。

○部会長 何か何を言って、どれがどれかなみたいなの、どこが御意見かなとか思いながら読んでいました。どっちも右に書いてあるような気がしました。ありがとうございます。

皆さん御質問とか御意見とかはありますでしょうか。

○委員 5ページ3の、庁内における連携の点、本当に進めていただいてありがとうございます。「すばらしい、ありがとうございます」というような本当に厚い御礼と、あと個別計画中に入れていただくのは、個別計画はたくさんあるではないですか。この関連はどれになるのですかね。

○人権・男女共同参画課長 今現在策定中のものが17計画がございます。

○委員 えっ、17の個別計画ですか。

○人権・男女共同参画課長 いろいろなレベル感の計画が交ざっていますが……。

○委員 障害と高齢と困窮と考えてよろしいですか。

○人権・男女共同参画課長 はい、障害、高齢と、あと何ですか。

○委員 生活困窮も含まれて……。

○人権・男女共同参画課長 生活困窮は、大きな地域保健福祉の総合計画の中で記載されております。

○委員 すごい、ありがとうございます。もう感謝というところと、あとは、せっかくこの条例も一緒にやらせていただいているというところで、外国人とか海外ルーツの方の記載も同じように増えていくとよいのかなと思ったので、ちょっと加えました。

○部会長 はい、ありがとうございます。個別計画はそんなにたくさんあるのですね、大変ですね。ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ほかはいかがでしょうか、御質問でも、これは何をやっているのですかみたいなことでも結構です。こんなふうに進んでいると。

ジャニーズのことで何かいろいろ大変な男性の性的被害のことが今たくさん問題になっていますが、そういう問題に対する相談窓口というのは、やはりらぷらすなり区なりに、やはりもう対応していらっしゃるのでしょうかね。それはどこをどのように対応……。

○人権・男女共同参画課長 国みたいに明確なものはつくってはいないのですが、らぷらすの男性の電話相談というものはもちろんあります。

○部会長 ありますね、男性相談はあったので、そういうところできっと受け付けていらっしゃるのかなと思ったりもしたのですが、とても相談しにくいということが、よくメデ

イアその他で報道されていますし、相談しても笑い話みたいな、何かごまかされてということで、皆さん十分知っているのに、それを真剣に取り上げてくれる人はいなかったという話がたくさん出ていますよね。

まあ、そうなのだろうと思いながら、それをどうしたらそうではない社会になっていくのかなということは、とても大きな問題で、やはり女性のほうの性暴力被害もなかなか受け止めてもらえない、女性のほうに、被害を受けた人のほうに非難が来てしまうということもよくあるので、男性だけではないのですが、問題の深刻さということに関して、やはり、きっと、ちょっとその受け止め方が違うのですね。

そのところは、女性の場合は深刻だと受け止めても、「自分が悪いのではないか」みたいな、そういう非難が来ることが多いのですが、男性のほうは「そんなの気にするな」みたいな感じなのかな、よく分からないけれども、そういうことだったのか。

相談窓口があるということで、安心しました。

○館長 男性相談では受け付けていると思います。すみません、私がちょっと把握していないのですが、はい。

○人権・男女共同参画課長 やはり相談しにくいというようなお話も、ここの審議会、部会の中でも御意見をいただいているというところもあって、今、月4回の1回3時間という枠の中でしか相談が受けられないというような状況があります。

やはりLINEとかメールとかを活用すれば、投げかけというところに関しては、いつでも受けられるというような状況にできますので、一応LINE、メールの導入ということは検討させていただこうというところで、今調整しています。

○部会長 かなり前から欧米では、カトリック教会の少年たちに対する性的虐待、聖職者の虐待問題が、物すごい大問題となって、本当に欧米を揺るがしましたが、ジャニーズの件は、日本ではそれに対応するような問題なのだろうなと思いながら、テレビ報道その他を聞かせていただいています。これが一つのきっかけとなって、男女とも、当然児童に対する、子どもたちに対する性的虐待というものだけは、やはりちゃんと、そうならない社会をつくっていくことが大事ですね、相談支援体制をつくって。

○人権・男女共同参画課長 やはり、ちょっと男性相談の説明のところとかも、結構一般的なことが並べてあって、本当に困って電話を、相談をしたいと思っている方が、そこを頼りにしようと思えるような言葉とかを、もっと追求していかないといけないのかな、などと思っていますので……。

○部会長 言葉が少しあれば、それを手がかりに、これでも受け止めてもらえるかと思っ  
て……。

○人権・男女共同参画課長 そうですね、その説明によって、きちんとその相談を聞いて  
くれるところなのだ、安心して相談できるところなのだと思います。その説  
明みたいなものができることよいかではないかなと思っていますので、もし御意見等がござ  
いましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○部会長 養護の先生がおっしゃっていました、その性的なことは、子どもさんは絶対  
に、緊張してしまって、まず向こうが心配してしまって、絶対に先生に話しては駄目なの  
ではないかと思っていると困るので、本棚にその関連の本を並べておくとおっしゃって  
いました。先生ご自身の言葉としては直接は言わないけれども、後ろのほうにそういう本が  
いっぱい並んでいると、「あっ、この先生はそういうことについても知っているんだ、分  
かっているんだ」みたいなことで相談をしてくる子どもがいると言っていました。そうい  
う何というか微妙なところですね。

○人権・男女共同参画課長 そうですね。

○部会長 「あんた、そうなんじゃないの」とか言ってしまったら逃げていってしまうか  
ら、そうではなくて、向こうから、そうしてもいいのだという雰囲気をつくっていくとい  
うやり方が必要なのだとおっしゃっていましたね。思い出しました。まさにそれと同じ方  
法ですね。ありがとうございます。

皆さん、いかがですか、ほかに何かいろいろ……。

○委員 男性の性暴力被害を聞ける人の養成というのがまだ全然できていないし、実態と  
してどんな被害があるのかということも、まだよく分かっていないので、多分「男性相  
談、どうぞ」と言っても、多分やはり十分に対応は、それは世田谷に限らず、今、日本ど  
こでもだと思えるんですね。だから、いずれはもうちょっとそこのトレーニングなり、ち  
ゃんと聞ける人が聞くという窓口にならないと、やはりちゃんと相談、対応はできないか  
なと思います。

○部会長 本当ですね、男性相談について、やはりその専門家というか、知識が不足して  
いる、専門家が不足している以前に、それに関連する様々なデータとか知識が十分整って  
いないというところもあるのかもしれないですね。大事だと思います。

○委員 私、人権相談に行くのですが、子どもの人権相談の中で、男の子からかかってく  
る電話は、ほとんど自分の体の変化とか、性的なこと、性的なことでの人間関係のことを



話したり、自分はおかしいのではないかと。自分が今関わっていることはおかしいのではないか。

そして、親にも話せない、兄弟にも話せない。それで電話しましたということが随分ありました。女の子より男の子からかかってくる時は大体そんなことが多うございました。

ですから、本当に大事な部分で、何でも相談を、何でも言っているのだよという、その何でもの中に、そういったことも全部入っているということが伝わるような、何かメッセージをしてさしあげられれば、安心してかけてくるのかなと思いますが、私どものは、子どもの相談のときにかかってくる電話です。大人のときの相談では、私はそのようなことはあまり承ったことはありませんでした。子どもというのは、もう18歳までということで、はい、小学校の高学年から中学生、高校生までの間の子どもたちでした。

○部会長 悩まれている方は潜在的には結構いらっしゃるということによろしいですね。

○委員 悩むというか、自分はおかしいのではないかと、そういうフレーズから始まるということでした。自分にとっても、全く今まで経験したこともないことが、今自分の身に起きています。そして、それが本当にこれでよいのですかと。誰かに聞きたいのだけれどもという、そういうことでした。あまり詳しいことまではちょっとお話し申し上げられないので、そのような言い方しかできないのですが、そうでした。

そして、家族がそれとなく気がついて、「薄々お姉ちゃんにちょっと感づかれているみたいな気がするのだけれども、どうしたらよいでしょう」というようなことでした。まあ、そんなようなことが、はい。

○部会長 これからの課題も含めて、いろいろ御検討いただけるとありがたいと思います。

ほかにこの御意見はございますか、よろしいですか。

そうしましたら時間になってきましたので、そろそろ私も終わりのほうに向けて頑張ります。

ほかにございませんでしょうか。もしよろしければ、これで次第の中の協議事項と報告事項は終わりましたので、本日の議題を終わらせていただきます。

最後に何か戻ってという方はいらっしゃいますか、御意見を言いたいと。なければ、では、これで事務局のほうに司会をお戻しいたします。ありがとうございました。

○人権・男女共同参画課長 部会長、皆様、本当にどうもありがとうございました。

最後に今後の予定についてですが、令和5年の11月8日水曜日に第3回の男女共同参

画・多文化共生推進審議会を予定しておりますので、そちらについても御出席をお願いしたいと思います。

それでは、令和5年度第2回世田谷区男女共同参画推進部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後3時52分閉会